

# 滋賀県山村振興基本方針

令和 8 年度

滋 賀 県

# 目 次

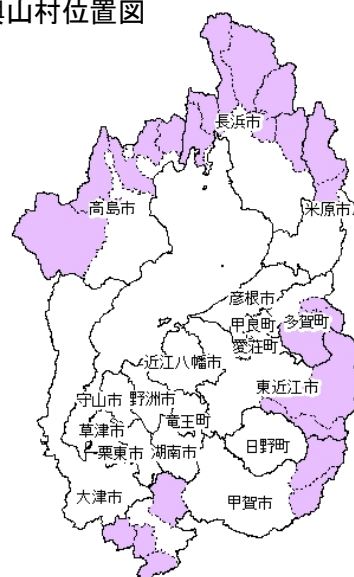
I	基本方針の位置づけおよび地域の概況	
	(1) 基本方針の位置づけ	・・・ 1
	(2) 振興山村の概要	・・・ 1
	(3) 自然的条件	・・・ 2
	(4) 社会的・経済的条件	・・・ 2
II	現状と課題	
	(1) 対策の概要と課題	・・・ 4
	(2) 今後の視点	・・・ 5
III	振興の基本方針および振興施策	
	(1) 基本方針	・・・ 5
	(2) 分野別振興施策の基本的事項	・・・ 6
	① 交通施策に関する基本的事項	・・・ 6
	② 情報通信施策に関する基本的事項	・・・ 7
	③ 産業基盤施策に関する基本的事項	・・・ 7
	④ 産業振興施策に関する基本的事項	・・・ 9
	⑤ 防災に係る施策に関する基本的事項	・・・ 11
	⑥ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	・・・ 11
	⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）に関する基本的事項	・・・ 11
	⑧ 文教施策に関する基本的事項	・・・ 12
	⑨ 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む）に関する基本的事項	・・・ 13
	⑩ 移住・交流施策に関する基本的事項	・・・ 13
	⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項	・・・ 14
	⑫ 自然環境の保全および再生に係る施策に関する基本的事項	・・・ 15
IV	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	・・・ 15

# 滋賀県山村振興基本方針

都道府県名	滋 賀 県
作成年度	令和8年度

## I 基本方針の位置づけおよび地域の概況

振興山村位置図



### (1) 基本方針の位置づけ

滋賀県山村振興基本方針は、県内の振興山村の現状や振興山村を抱える市町の取組等を踏まえ、山村振興法第七条の二の規定に基づき、本県における振興山村地域の振興を図るための大綱となるものであるとともに、市町が策定する山村振興計画の指針となるものである。

### (2) 振興山村の概要

本県において、山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき指定された振興山村を含む市町は、全19市町のうち6市町（24地域）である。

○振興山村地域一覧

市町名 (R8.4.1)	(合併前市町村名) (H11.3.31)	旧市町村名 (S25.2.1)
甲賀市	土山町	鮎河村、山内村
〃	信楽町	雲井村、朝宮村、小原村、多羅尾村
高島市	マキノ町・今津町	剣熊村、西庄村・三谷村、川上村
〃	朽木村	朽木村
東近江市	永源寺町	市原村、永源寺村
米原市	伊吹町	伊吹村、東草野村
長浜市	浅井町・木之本町	上草野村・杉野村、高時村
〃	余呉町・西浅井町	丹生村、片岡村・塩津村、永原村
多賀町		大滝村、脇ヶ畑村

### (3) 自然的条件

#### [地理・地勢]

本県は日本列島のほぼ中央に位置しており、県の中央には、県土面積(4,017k㎡)の約6分の1にあたる琵琶湖があり、その周囲に近江盆地が開け、鈴鹿、伊吹、比良、比叡の各山系に囲まれている。

湖北から湖西にかけては急傾斜地が多く、平地は比較的少ないが、湖東から湖南・甲賀にかけては丘陵と堆積平野が広がっている。

県内の振興山村地域は、すべて県境の急峻な地域に位置し、鈴鹿、伊吹、比良の各山系の連山によって覆われた峡谷型および裾野型で、伊吹・比良山系に属する湖北・湖西地区(米原市・長浜市・高島市)と鈴鹿山系に属する甲賀・湖東地区(甲賀市・東近江市・多賀町)に分けられ、全県土面積の約3割を占めている。

#### [気候]

本県の気候区分は、北部と南部で二分され、北部は日本海型気候、南部は太平洋型気候と瀬戸内海型気候をあわせ持つ。

気温は年平均で15.0℃(彦根)で、振興山村地域平均では、13.4℃とやや低い。平均降水量(1991～2020)の年平均は県北部で2500mmを超えるが、県の内陸部では1700mmを下回り、その差は800mm以上に達する。

また、県北部は冬のモンスーンの影響が強く、多雪地帯となっており、最大積雪量が平均で1mに達するが、県南部の冬季の最大積雪量の平均は10cm以下であり、大きな相違を示している。

### (4) 社会的・経済的条件

#### [人口の動向]

本県における振興山村の人口は、県総人口約141.3万人に対し、約2.8万人と2.0%(R2)である。人口の増減(R2/H17)については県総人口で2.4%の増、振興山村においては25.2%の減となっている。

振興山村における人口構成は、県全体に比べ高齢化の傾向が強く65歳以上の構成比(R2)が、県全体で25.8%であるのに対し、振興山村では、41.4%であることから、高齢化が進んでいる状況である。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村					
	総数*	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上
H17	37,575 (100%)	4,751 12.6(%)	5,359 14.3(%)	5,637 15.0(%)	10,728 28.6(%)	11,100 29.5(%)
H22	34,723 (100%)	3,820 11.0(%)	4,508 12.9(%)	5,066 14.6(%)	9,946 28.6(%)	11,329 32.6(%)
H27	31,541 (100%)	3,083 9.8(%)	3,764 12.0(%)	4,330 13.7(%)	8,583 27.2(%)	11,722 37.2(%)
R2	28,113 (100%)	2,442 8.7(%)	2,927 10.4(%)	3,502 12.5(%)	7,462 26.5(%)	11,632 41.4(%)

年度	県全体					
	総数*	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上
H17	1,380,361 (100%)	213,147 15.4(%)	260,294 18.9(%)	288,524 20.9(%)	367,754 26.6(%)	249,418 18.1(%)
H22	1,410,777 (100%)	210,753 14.9(%)	233,775 16.6(%)	298,509 21.2(%)	365,299 25.9(%)	288,788 20.5(%)
H27	1,412,916 (100%)	203,450 14.4(%)	219,871 15.6(%)	288,591 20.4(%)	349,258 24.7(%)	337,877 23.9(%)
R2	1,413,610 (100%)	191,369 13.5(%)	207,650 14.7(%)	252,900 17.9(%)	364,231 25.8(%)	365,311 25.8(%)

出典：平成17年度～令和2年国勢調査 小地域集計 (総務省統計局)

※年齢不明分を含む

[産業別就業人口の推移]

振興山村の産業別就業人口の推移をみると、平成17年～令和2年の間に全体で24.3%の減となり、産業別で第一次産業が1.9%減、第二次産業が5.0%減、第三次産業が3.4%増であった。

次に、産業別の人口構成比を県全体と比べると第一次産業の構成比が県全体の2.4%に対して、7.2%と約3.0倍である。逆に第三次産業が55.1%と、県全体の62.5%に比べ低い状況である。

## 産業別就業者数の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村				県全体			
	全体*	1次産業	2次産業	3次産業	全体*	1次産業	2次産業	3次産業
H17	17,989 (100%)	1,640 9.1(%)	6,992 38.9(%)	9,296 51.7(%)	680,478 (100%)	25,145 3.7(%)	234,322 34.4(%)	411,386 60.5(%)
H22	16,208 (100%)	1,313 8.1(%)	5,848 36.1(%)	8,577 52.9(%)	673,612 (100%)	18,548 2.8(%)	220,587 32.8(%)	400,229 59.4(%)
H27	15,179 (100%)	1,255 8.3(%)	5,268 34.7(%)	8,275 54.5(%)	677,976 (100%)	17,935 2.7(%)	220,904 32.6(%)	414,488 61.1(%)
R2	13,626 (100%)	987 7.2(%)	4,614 33.9(%)	7,513 55.1(%)	666,602 (100%)	15,971 2.4(%)	212,389 31.9(%)	416,840 62.5(%)

出典：平成17年度～令和2年国勢調査 小地域集計 (総務省統計局)

※分類不明分を含む

## II 現状と課題

### (1) 対策の概要と課題

山村地域における経済力の培養と住民の福祉向上を図り、あわせて他地域との格差の是正および国民経済の発展を図ることを目的として、昭和40年度から展開されてきた山村振興対策は、これまで第1期から第7期までの期間にわたり施策を実施してきた。

これまでの山村振興対策において、交通施策、生活環境施策、産業基盤整備、国土保全施策等の計画的な推進により一定の成果を上げてきた。しかし、依然として若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化が進行している状況である。

このため、山村地域の活力低下とともに、担い手不足が進み、遊休農地および荒廃農地の増加や鳥獣害による農地・森林の荒廃を招いている。これにより、県土の保全や琵琶湖の水源かん養など、山村地域が有する多面的機能の維持・発揮に支障をきたしている。

## (2) 今後の視点

今後、山村振興を進めていくにあたっては、既存の山村振興対策を更に拡充し、山村地域に住む人々の要望に即した施策を講じることに加え、若者をはじめとした住民が「住みたい」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、地域資源を活かした魅力的な仕事づくりや6次産業化を推進するとともに、魅力ある山村地域づくりを進めることで、美しい里山景観の保全とともに琵琶湖とその水源となる森林や農用地などの財産、地域の祭り、文化の継承にもつなげていく必要がある。

これまでの他地域との格差是正という視点に加え、ソフト事業も積極的に導入し、生活環境の整備、地域間交流の促進、介護サービスの確保、教育環境の整備等を図ることにより、住民の福祉の向上を目標として山村振興対策に取り組むことが重要である。

## Ⅲ 振興の基本方針および振興施策

### (1) 基本方針

本県の山村地域は、広域にわたり豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根ざした伝統文化の継承など多面的な機能を有する地域である。

このため、まずは、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林漁業者による農林水産業の生産活動、農業者その他の地域住民による集落の共同活動の継続促進を図ることとする。

また、本県の山村地域は、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさが増していることを踏まえ、山村地域が有する機能、直面している課題等を考慮し、山村地域を県民が互いに支え合うという視点に立って、山村地域の有する多面的機能等に対する県民の理解と関心が高まるように務めつつ各山村地域の地理的条件を生かし、地域の個性と活力を最大限に発揮され、山村地域における持続可能な地域社会の維持および形成がなされるよう、住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、山村地域の振興・活性化を総合的に推進していく。

さらに、令和4年度に世界農業遺産に認定された「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」を支える森林等を多く抱える山村地域を

世界農業遺産として次世代に継承するためにも、山村振興を推進していく。

これらにより、安全で快適な環境のもとで、ゆとりを持って暮らしができる美しい山村地域を形成することを目標とする。

また、山村振興を進める場合、行政区域にとらわれず、生活圏域が拡大・広域化している現状や、周辺市町との機能分担を考慮し、各施策の展開にあたっては、広域的な視野からの調整を図り、周辺地域と一体化した総合的な対策を考えることが必要である。

県においては、時代の変化に適切に対応し、市町との連携や地域住民、NPO、企業など多様な主体との協働により、地域の自立促進を図るとともに、山村地域と周辺の中核都市との結び付きを強めて相互に補完しあう広域的生活圏の形成を促進する。

これらを基本方針とし、施策の推進を図る。

## (2) 分野別振興施策の基本的事項

### ① 交通施策に関する基本的事項

山村地域の国・県・市町道は、山村地域の生活、医療、産業振興等で大きな役割を果たしており、幹線道路、幹線へのアクセス道路、地域内道路の整備を行うことは極めて重要である。

山村地域における道路の整備は、これまでも継続して進めており、今後の集落の動向等を踏まえて引き続き国・県道の主要幹線道路の整備を推進するとともに、これらの幹線道路に接続する市町道についても県と市町で連携を図りながら一体的な整備を推進し、日常生活の利便性の向上、「命のみち」としての救急医療機関等へのアクセス向上、産業の振興に努めるものとする。

公共交通については、利用者の減少により厳しい経営状況が続いているが、地域住民の生活にとって必要な民間バス路線やコミュニティバス路線が維持されるよう、地域住民、交通事業者、行政の役割分担のもと、地域の交通を地域自らが支えていく必要がある。

また、デマンド交通など輸送需要の低下に応じた手法の活用も含め、地域の実情に合った交通のあり方を地域自らが検討していくことも必要である。

安全・安心な暮らしのためには、交通機関による輸送、交通網の整備が安定的に行われる必要があり、広域交通と同様、地域交通においても災害に対する強さと万一の場合の回復性にすぐれたしなやかさを備えるとともに、交通インフラの老朽化に適切に対応し、交通機能の安定的な維持を図る。そのため、災害に強い道路ネットワークづくりを進め、あわせて計画的な維持管理を行う。

また、冬期における交通確保が図れるよう、除雪機械の導入、融雪施設の維持管理等に努めるものとする。

このほか、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、物流の効率化等に努めるものとする。

## ② 情報通信施策に関する基本的事項

安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で先端的な情報通信技術を活用したデジタル社会の形成を促進するため、必要なひとづくりや先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備に努める。

携帯電話基地局や光ファイバー等の通信施設の整備等により、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークを利用できる通信体系の充実化を進め、地域間の情報通信格差の是正を図る。

また、防災行政情報ネットワークシステムの充実により広報や非常時における情報伝達の手段の強化を図るとともに、保健医療、福祉をはじめとした情報が各家庭でも得られるシステム整備を進め、日常生活における情報化の推進を図る。

## ③ 産業基盤施策に関する基本的事項

本県における産業構造は第1次産業中心から第2、第3次産業中心に移行してきている。産業振興にあたっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ推進するが、山村地域の地域特性から見ると、今後も農林水産業を基幹産業として活性化を図っていく必要がある。

山村地域の基幹産業である農林水産業は、その生産活動によって農地や森林の国土保全機能等の機能が発揮されることから、森林資源の育成ならびに循環利用と農地の高度利用を推進し、農林水産業の生産性および当地域住民所得の向上を図る必要がある。基幹的な農道・林道や用排水路、暗渠排水ならびに防護柵等の獣害対策について、引き続き積極的な整備を図り、あわせて修景施設や集落内道路の消雪等の整備を図ることで、地域住民の生活向上に努める。

### [農 業]

農業は、山村地域における基幹産業であり、農業所得の占める割合が他の地域より高く、農業への依存度は大きい。しかし、傾斜地が多いことから農地面積が狭く、基盤整備が遅れていることから、多くの労働力が必要となり、なお

かつ生産性は低いなど、他の地域に比べて不利な条件下にある。

将来にわたって農業生産活動が持続できるよう、農道や用排水路および鳥獣被害防止施設などの農業生産基盤の計画的な整備・更新を進める。

また、農用地の保全については、中山間地域等直接支払制度、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策、棚田ボランティア制度などを活用し、集落の共同活動による農用地等の維持保全や耕作放棄の防止を図る。さらには、遊休農地および荒廃農地の復旧や遊休農地を活用した市民農園、放牧、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等の活動を支援する。

## [林 業]

本県は中央に琵琶湖を有し、その周りを森林が取り囲んでおり、琵琶湖の水源かん養等において、森林が持つ多面的機能は極めて重要である。

林業従事者は長期にわたり減少しているが、近年は横ばいの状況である。

従事者の高齢化率は依然として高いが、若年者率は上昇傾向である。また、国産材の自給率や県産材（びわ湖材）の生産量も増加傾向である。

木材流通の国際化に伴う木材価格の低迷なども加わって、林業をとりまく厳しい環境の中で森林の管理水準が低下し、災害の危険性の増大、水源かん養機能が損なわれるなど問題が深刻化することが懸念され、森林を維持するための総合的施策が必要である。

このため、森林の土地の境界明確化等を加速し、林業生産活動の基盤整備として林道、林業専用道および森林作業道による路網の整備を積極的に推進する。

また、森林の整備および保全の推進に当たっては、造林補助金、琵琶湖森林づくり県民税、森林環境譲与税などを効果的に組み合わせながら、間伐や主伐後の再造林を適切かつ計画的に実施するとともに、森林病虫害の防除や里山林の保全活動等を促進する。

## [漁 業]

本県の山村地域における河川漁業は、遊漁者の経済活動による地域経済への貢献のみならず、遊漁を通じて自然とふれあうなど、憩いの場を提供しているが、遊漁者の減少や漁業環境の悪化などにより、漁業をとりまく情勢は厳しさを増している状況である。

このため、産卵場や生息場の環境悪化などによって減少した天然資源を補うため、在来魚の種苗放流を行うほか、釣り教室の開催などにより、遊漁者を増やす取組を進める。

## [商工業]

身近な商業やサービス業の維持・活性化を支援するため、商工会と連携を図り、各種融資制度等の活用を促進する。

地理的条件等から企業の立地には不利な地域であるが、自然環境の保全に十分配慮しつつ、地域の特性に適合した企業の誘致を進め、山村地域内における就業機会の増加を図ることで、所得の向上に努める。

また、山村地域の豊かな地域資源を活かし、伝統的工芸品や地場産業等の地域内発的な産業の育成・振興を図るとともに、観光事業者とも連携を取り、商品企画・販売、情報収集・発信を一元的に行うことで、他地域との交流を促進し、活性化を図る。

## ④ 産業振興施策に関する基本的事項

### [農林水産業の振興]

力強い農林水産業経営の展開を図るため、農林水産業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、しいたけ、山菜、木炭、木工品など、山村地域ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発など6次産業化を推進する。

あわせて、農林商工事業者および観光事業者との連携、地理的表示保護制度（GI）などによる高付加価値農作物のブランド化等により活性化を図るものとする。

さらに、高性能機械の導入、地域農林水産物の共同作業場、加工施設、直売および食材を味わう施設の整備など、山村地域の立地に合った機械化や各種施設の整備を進める。

経営診断や人材育成、製品開発、販売促進等に関する指導・相談、補助金等の各種支援施策を推進することにより、個々の従事者の経営改善策を図るとともに、地域の特性を活かした新規創業やベンチャー企業の意欲のある取組を支援し、新たな地域産業の創出を図る。

また、県産木材の住宅や公共・民間建築物への需要拡大と安定供給を図るなど、県産材の都市部での利用拡大を図ることで、山村地域で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村地域における林業の発展に寄与することとする。

これらの施策の推進にあたっては、国において策定された「農林水産業・地

域の活力創造プラン」も踏まえ、山村地域ならではの資源を活かして農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めることとする。

### [鳥獣被害防止]

山村地域の田畑では、イノシシやシカ、サル等の野生鳥獣による農作物被害の状況は非常に深刻なレベルであり、各地で生活環境被害や生態系被害も発生している。

このため、農業所得の減少や、生産意欲の減退が深刻な問題となっており、高齢化の進展等とあわせ、耕作放棄の要因の一つとなっている。

これまでも被害防止処置が行われてきたが、野生鳥獣の個体数増加や生息環境の変化、野生鳥獣に対する人圧の低下等の複合的要因により被害発生が後を絶たない。

野生鳥獣の保護・管理については、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法律に基づいた対応を進めており、第二種特定鳥獣管理計画により被害・生息数の管理を行う。

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止特措法に基づいた市町が作成する防止計画の遂行を支援する。

農業振興においては鳥獣被害防止対策が不可欠であり、集落ぐるみによる鳥獣被害対策の推進、防護柵等の積極的な整備により鳥獣被害の無い集落づくりを進め、被害防止と生産意欲の向上に努める。

また、森林においても野生鳥獣等による被害が深刻であり、農地等との境界部分を緩衝帯として保全整備するとともに、テープ巻きや防護柵、防護ネットさらに忌避剤等の積極的な活用により被害防止に努める。

### [再生可能エネルギー]

近年、気候変動により農作物や農地・農業用施設に大きな被害をもたらしており、農林水産業でも環境負荷の低減が求められていることから、小水力発電や木質バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの利用の促進を図るとともに、再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を推進するための支援を行い、山村地域の活性化を図る。なお、その推進に当たっては、山村地域の多面的機能が損なわれることがないように、自然環境に配慮するものとする。

## ⑤ 防災に係る施策に関する基本的事項

山村地域は、国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全等の重要な役割を担うが、過疎化や高齢化、木材価格の低迷などによる森林の維持・管理水準の低下等により、災害の危険性の増大が懸念されている。また、山村地域の広大な林野の中には砂防指定地、山地災害危険地等も多く含まれるが、これらは人家や公共施設等に及ぶ土砂災害や山地災害の危険性を持っている。

住民の生命・財産を守り、身近な暮らしの安全を確保し、山村地域の有する多面にわたる機能の発揮を図るため、保安林の指定と森林の適正な維持・管理や、その実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進するとともに、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

治山、治水、砂防対策については、危険度の高い地域から重点的かつ計画的に実施する。

また、農用地が有する水源のかん養、洪水調整、土壌侵食防止などの機能が維持されるよう、農用地の保全施策を着実に推進する。ため池の点検・耐震診断、老朽ため池の整備、ハザードマップの作成などの防災対策を行う。

あわせて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設および設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

## ⑥ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

山村地域の実情に応じて、必要な医師、歯科医師および看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施およびそのための施設の設置、医療機関の協力体制(救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む)の整備等により、医療の確保・充実が図られるよう適切な配慮を行う。

## ⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）に関する基本的事項

山村地域の高齢化の現状を踏まえて、今後は生活習慣病の予防対策を図り、高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村地域においてできるだけ安全・安心に社会参加活動を行いながら自立して暮らしつつ、適切な介

護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に努める。

さらに、既存施設の活用によるサービス提供体制および高齢者用集合住宅や特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を進めるとともに、福祉・介護人材の確保、それらのサービス受けるために必要な住民負担の軽減のための施策を推進し、福祉、保健医療の総合的サービスを充実させる。

加えて、高齢者の持つ知識や経験を次代に伝えるため、地域活動や生涯学習の場に積極的に参加できるような機会の拡充に努める。

また、児童福祉の増進および子育て環境の確保を図る観点から、児童福祉施設の整備、母子保健サービス・保育サービス等の充実に努める。

## ⑧ 文教施策に関する基本的事項

山村地域において、通学条件が厳しい地域に対応したスクールバス運行などの通学対策、義務教育施設の整備・維持、ICT技術の活用等により教育環境の向上を図る。

生活の拠点となる基幹集落の整備において、公民館、図書館などの社会教育施設、グラウンド、体育館など体育施設等については、地域住民が交流し地域の魅力を高める場として整備を進め、施設の有効利用のための広報活動や事業内容の充実に努める。また、生涯学習社会を目指して、子ども、若者が山村地域に魅力を感じ、高齢者が生きがいを見出せるような地域学校協働活動、講座、講義やレクリエーション大会等を通じ、社会教育の充実に努める。

さらに、山村地域内外に居住する子どもに対する、豊かな自然環境を活かした山村留学等の地域の特性を活かした教育・保育の機会や体験活動の場の充実に努める。

山村地域は、数多くの文化資源を有しており、個性豊かな地域社会の形成のためにも、地域特有の伝統文化、生活文化の振興は不可欠である。有形・無形の地域文化を掘り起こし、保存、継承、活用することは、子どもたちを始め地域住民の郷土愛と生きがい、自信、誇りを醸成し、地域社会への積極的な参画につながるものである。こうした地域文化の振興につながる機会の創出と施設の整備および地域文化の保存、継承、活用に資する担い手の育成を推進していく。

さらに、独自の地域文化を都市住民との交流のための資源として活用し、広域的な文化交流を促進すると同時に、様々な文化芸術活動の活性化に努めることにより、地域文化を育む土壌づくりと関係人口・交流人口の創出を図る。

## ⑨ 社会、生活環境施策（集落整備施策を含む）に関する基本的事項

山村地域における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るため、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な体制の整備が求められている。

生活インフラについては、水道施設、汚水処理施設や廃棄物処理施設の計画的、効率的な整備・更新・維持管理に努める。また、集落道、集落防災安全施設、集会所等の生活基盤の整備を推進する。さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき地域ぐるみの被害防止活動を促進する。

消防・救急・防災については、種々の災害から地域の住民の生命・財産を守るため、市町と広域消防との緊密な連携のもとに、非常時消防防災体制の充実強化を図り、年次計画により消防防災力の整備充実を図る。救急体制についても、救急業務の高度化に対応した体制の整備充実を進める。

また、高齢者世帯の消費利便性を高めるサービスの提供や高齢者の見守りなどの取組を支援する。

さらに、地域コミュニティを維持するため、地域運営組織（RMO）の形成への支援、地域おこし協力隊制度を活用した担い手育成、複数の集落の集約とネットワーク化を進める。

## ⑩ 移住・交流施策に関する基本的事項

少子化・高齢化が進むなか地域を維持するためには、他地域からの移住や二地域居住、都市農村交流をあわせて促進していくことが必要である。

このため、移住や二地域居住の促進にも資する生活環境の整備をするとともに、山村地域の特性や魅力、移住等への支援制度、地域の受入れ体制、空き家バンク等について効果的に情報提供等を行うことにより、移住・二地域居住を検討している方の来訪および滞在の促進を図る。

また、都市農村交流を促進するため、豊かな自然環境と地域文化等の地域資源を再発見し、それを活かして、山村地域の産物や加工品の観光客への販売、EC サイト、オーナー制度の活用や観光農園、体験農園、農家民宿・民泊など、農林漁業の振興と併せた他地域との交流を推進する。

さらに、既存の体験的施設や地域文化伝承施設の充実、施設間の連携を行うとともに、空き家の活用を含む施設の整備等により、観光を中心とした他地域からの来訪者と地域住民との交流機会を創出し、地域の活性化を図る。

あわせて、ハード対策だけでなく、技術者、インストラクターなど交流の担

い手の育成を行うほか、交流事業に対するニーズの把握、意識調査、PR活動などの情報の収集・提供などソフト対策の充実により、都市農村交流の継続的促進を図る。

## ⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るためには、意欲と能力のある担い手を確保・育成することが極めて重要である。

このため、地域の中核的な担い手や経営体の育成および地域内外からの就業を積極的に促す就業機会の確保・創出や労働条件の改善を図ることとし、各産業における知識や技術の習得機会の充実、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。また、男女ともに就業しやすい労働環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、多様なマンパワーの活用を促進する。

### [農 業]

地域農業戦略指針に基づく集落ぐるみの話し合いのもと、担い手をはじめ、集落の農業者と住民が互いに支え合い、地域農業の持続・発展と「農」による地域再生を目指す活動が実践されるよう支援を行う。

競争力のある担い手の育成として、経営体質の強化に向けた複合化（野菜等の導入）や法人化、集落営農型法人の広域化などへの支援の充実を図るとともに、これらに対する農用地の利用集積を促進する。

担い手確保が困難な集落においては、水田基幹作業を集落外部の担い手（農業サービス事業者等）に委託し、日常管理は集落で実施するといった仕組みづくりを行う。

また、農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成と経営参画の促進を図るため、女性アグリビジネスの取組、起業の支援、販売・加工等の分野で女性の能力が発揮できる農業法人の育成等の支援を行う。

### [林 業]

意欲を持って林業に取り組む担い手の育成や、自ら林業経営に携われない方には森林組合等林業事業者へ委託することができるよう、施業の集約化や効率的な生産体制の確立を図るとともに、森林組合等林業事業者の取組を支援する。

林業労働は積雪・降雨等、天候による影響が大きいこともあり、安定就労が難しいため、社会保障等を受けにくくしている。このため、山村地域における

森林経営の中核的な担い手である森林組合等において、森林所有者からの長期施業受託の確保や新たな事業への取組等を実施することにより、林業従事者の安定的な仕事の確保を図ることとする。

また、木の伐採から搬出、出荷までを自力で担う自伐型林業の取組も念頭に、林業後継者の育成を図るものとする。

## ⑫ 自然環境の保全および再生に係る施策に関する基本的事項

山村地域の大部分を占める森林および農用地は、林産物や農産物の供給や就業の場であるとともに、適切な維持・管理により国土を守り人々に豊かさとうるおいを与えている。さらに、本県の森林は、琵琶湖の水源として貴重な財産であることから、山村地域の振興にあたっては、自然環境の保全や地域の個性を生かした自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に努めるものとする。

## IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県では、滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」、人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略、第五次滋賀県環境総合計画、滋賀県産業振興ビジョン 2030、滋賀県農業・水産業基本計画、琵琶湖森林づくり基本計画、滋賀地域交通ビジョン、滋賀県都市計画基本方針、琵琶湖保全再生施策に関する計画、滋賀県地域防災計画、滋賀県国土強靱化地域計画等を策定し、各分野で地域振興施策の具体化に向けた取組を計画的に推進しており、山村地域の振興に際しても、各種諸施策との整合を図りながら推進していく。

さらに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による滋賀県過疎地域持続的発展方針、棚田地域振興法による滋賀県棚田地域振興計画等の法令に基づき整備された計画とも整合性を図り、関連する施策を推進していくとともに、各地域で作成されている農林業等活性化基盤整備計画等、その他諸施策との整合を図る。